

# 租税判例研究会

# ユニバーサル・ミュージック事件

第 96 回 2021 年 6 月 4 日 (金) 発表者 藤井 茂男

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ> https://www.mjs.co.jp/seminar/kenkyukai/

# [MJS租税判例研究会]

令和3年6月4日(金)報告

# ユニバーサル・ミュージック事件

報告 税理士 藤井茂男

# 目 次

[1] ユニバーサル・ミュージック事件(東京地裁)	
1. 事案の概要	1
2. 認定事実	1
3. 参照図表	2
4.争点(1)「法人税の負担を不当に減少させる結果」の該当性	
[1] 判断枠組み	
1.「法人税の負担を不当に減少させる結果」の意義	3
2. 経済的合理性の有無を判断する対象	4
[2] 本件借入れに係る経済的合理性の有無について	
1. 前記前提事実及び認定事実に基づき、順次検討する	6
2. 本件8つの目的に係る合理性の有無について	
(1) 日本の関連会社に係る資本関係の整理に関し	6
(2) グループ内における負債の経済的負担の配分の問題に関し	6
(3) 為替リスクのヘッジに係るコストに関し	7
(4) 資本関係の整理に関する統括会社の問題	7
(5) 本件8つの目的を同時に達成しようとすることの合理性	7
3. 本件8つの目的を達成する手段の相当性について	8
4. 原告からみた経済的合理性の有無について	9
5. 小括	1 0
[3] 結論	1 0
[2] 検討	1 1
1. 法人税法第132条の規定	
2. 同族会社の行為又は計算の否認の趣旨と適用	1 1
(1) 規定の趣旨	1 1
(2) 行為又は計算の否認の内容	1 1
(3)「不当に減少させる」	1 1
(4) 同族会社の行為又は計算の否認の留意点	1 2
3. 同族会社の行為又は計算の否認の問題点	
4. 本東京地裁判決の特色(まとめに代えて)	
(1) 法の解釈適用について	1 3
(2) 経済的合理性の有無を判断する対象	1 4
(3) 本件借入に係る経済合理性について	1 4
(4) 本判決の特徴	1 4
(5) 本判決の及ぼす影響	1 5
参照裁決例、東京高裁判決 (いずれも抄)	
1. 国税不服審判所の裁決例	1 7
2. 東京高等裁判所の判断	18

[MJS租税判例研究会]

令和3年6月4日(金)

ユニバーサル・ミュージック事件

報告 税理士 藤井茂男

[1] ユニバーサル・ミュージック事件(東京地裁)

東京地裁・令和元年6月27日判決 東京高裁・令和2年6月24日判決

## 1. 事案の概要

音楽事業を目的とする日本法人である原告は、本件各事業年度(平成20年12月期から平成24年12月期まで(第1~第3事件))に係る法人税の確定申告において、同族会社である外国法人からの借入れに係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、麻布税務署長は、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法132条1項に基づき、その原因となる行為を否認して原告の所得金額を加算し、本件各事業年度に係る法人税の各更正処分及び平成20年12月期を除く各事業年度に係る過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

これに対して原告は、本件(第1~第3事件)は、原告が、上記借入れは原告を含むグループ 法人の組織再編の一環として行われた正当な事業目的を有する経済的合理性がある取引で あり、本件各更正処分等は法人税法132条1項の要件を欠く違法な処分であると主張して、被 告を相手に、本件各更正処分等の取消しを求める事案である

# 2. 認定事実

本件組織再編取引(以下ア〜ケの各行為)

★ 本件の報告では、事案に関する事実関係が多岐、かつ、複雑なことから、これらの事 実関係の報告及び検討を省いて、各行為の内、つぎに掲げる本件借入れに関する事項をピックアップして報告する。

なお、高裁判決は、原則として原審を引用していることから、ここでは、原審(東京地裁判決)について、検討し、報告する。

- 本件借入れ(本件貸付け)
- (ア) 原告とUMIFは、平成20年(2008年)10月29日、以下の①~⑤の概要による金銭消費貸借契約を締結した。
- ① 貸手(UMIF)は、契約締結日に借入金額(866億6132万円)を借り手(原告)に交付する。
- ② 借入金額は、本件各日本法人(UMKK、MGBKK及びV2J)の株式の購入代金及びその関連費用にのみ使用される。
- ③ 利息の利率は、平成26年(2014年)10月29日までの間は年6.8%、同日以降は年5.9%とする。
- ④ 借り手(原告)は、平成40年(2028年)10月29日に借入金残額及び経過利息等を返済する。
- ⑤ 借り手(原告)は、平成21年(2009年)10月29日までであれば、300億円を限度として、借入金の一部を返済することができ、平成26年(2014年)10月29日以降においては、いつでも借入金の全部又は一部の返済をすることができる。

(イ) 原告は、平成20年(2008年)10月29日の金銭消費貸借契約に基づき、UMIFから866億6132 万円の交付を受けた(本件借入れ)。

以上によれば、本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであったことが認められる(なお、本件8つの目的及びこれを達成するための本件組織再編取引等が法人税法132条1項の適用との関係で経済的合理性を有するものと評価されるか否かについては、さらに以下において検討する。)。

# 3. 参照図表

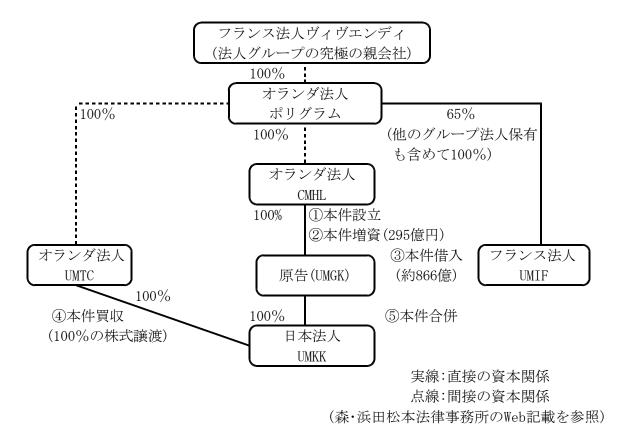
# ① 本件借入に関連する事実関係

H20. 10. 7	①木件型立	原告が、CMHL(センテナリーミュージックホールディングスリミ
1120. 10. 7	<b>山本</b> 件政立	
		テッドB.V)の完全子会社として200万円の資本金により設立され
		た。
H20. 10. 29	②本件増資	原告は、CMHLから295億円の追加出資を受けた。
H20. 10. 29	③本件借入	原告は、UMIFから866億6,132万円を借り入れた。
H20. 10. 29	④本件買収	原告は、UMTC(ユニバーサルミュージックトレーディングカンパ
		ニーB.V)からUMKK(ユニバーサルミュージック株式会社)の全発
		行済株式を1、144億1、800万円で取得した7。
H21. 1. 1	⑤本件合併	原告は、UMKKを吸収合併した。

## ② 8つの事業の目的

No.	目的の内容
1	オランダ法人の負債を軽減するための弁済資金を取得すること
2	日本法人を1つの統括会社の傘下にまとめること
3	日本の音楽出版会社を合併により1社とすること
4	日本法人の円余剰資金を解消し、ヴィヴエンディが為替リスクをヘッジすることな
	く、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること
5	日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び
	日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減する
	こと
6	業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること、及びU
	MOの余剰資金を減少させること
7	日本法人を合同会社にすることにより、米国税制上のメリットを受け、又はデメリ
	ットを回避するとともに、原告を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営
	を行うこと
8	当時検討されていた日本におけるヴィヴエンディ・グループ外の音楽会社の買収に
	備えること

## ③ 当事者関係図



- 4. 争点(1)「法人税の負担を不当に減少させる結果」の該当性
- 「1] 判断枠組み
- 1.「法人税の負担を不当に減少させる結果」の意義
- (1) 法の解釈と経済合理性の判断
  - ① 法の規定

法人税法132条1項1号は、税務署長は、内国法人である同族会社に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる旨を定めている。

# ② 法の目的

これは、同族会社が少数の株主又は社員によって支配されているため、同族会社の法人税の税負担を減少させる行為や計算を行うことが容易であることに鑑み、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解される。

#### ③ 法の解釈

このような同号の趣旨に照らせば、当該同族会社の行為又は計算が、同項柱書にいう「これ

を容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。

## (2) 法人の利益追求と経済合理性

利益を産み出し、これを出資者である株主や社員に対して還元することを究極の目的とする会社にあっては、事業の目的に沿った種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができるところ、仮に、税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することができるとすれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれが生じるといわざるを得ない。

したがって、当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。

そして、同族会社にあっては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であって、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

## 2. 経済的合理性の有無を判断する対象

## (1) 対象となる法人

法人税法132条1項は、「次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合」において、「その法人」の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、「その法人に係る」法人税の課税標準等を計算することができる旨規定している。

このような同項の文言によれば、「その法人」とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人(更正対象法人)をいうものであると解される。

本件においては、本件各更正処分を受けた法人である原告がこれに該当する。

#### (2) 対象となる行為又は計算

法人税法132条1項は、税務署長は、同項各号が定める法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、「その法人の行為又は計算」で、「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」があるときは、その行為又は計算にかかわらず、その法人に係る法人税の課税標準等を計算することができる旨定めている。このような同項の文言によれば、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算(直接起因行為)であ

ると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件各事業年度における原告の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為(直接起因行為)は、本件借入れであり、原告は、本件借入れに基づきUMI Fに対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものである(前提事実)。

#### (3) あてはめ

以上によれば、本件において、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の該当性を判断するに当たっては、原告による本件借入れを対象として、その経済的合理性の有無を判断するのが相当である。

#### (4) 被告の主張について

この点、被告は、以下のような複数の行為を一体として否認することができ、本件では、本件 一連の行為(本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併)又はそのうち本件 設立を除いた行為について否認することができる旨主張する。

- ① 経済的合理性の有無を判断する対象となる法人は、更正対象法人に限られるものではなく、更正対象法人と経済的、実質的に一体といえる法人も含まれ、本件ではUMKKがこれに該当する、
- ② 直接起因行為を含む複数の取引が積み重ねられることにより法人税の負担を不当に減少させる結果を生じさせている場合

被告のこれらの主張は、本件一連の行為の前にはUMKKは借入金債務を負担していなかったのに、本件一連の行為の後にはUMKKと実質的に一体である原告が本件借入れに係る債務を負担することとなったから、「原告ないしUMKK」に係る本件一連の行為(又はそのうち本件設立を除いた行為)を否認することができるという趣旨をいうものと解される。

しかしながら、被告の上記主張における解釈は、法人税法132条1項の明文に反するものであって、採用することができない。

また、本件借入れが本件一連の行為の一環としてされたものであることを考慮しても、法人税の負担を減少させたのは本件借入れによるものであり、本件設立、本件増資、本件買収及び本件合併の各行為は法人税の負担の減少とは無関係であるから、これらの行為について同項による否認の対象とする必要性もないというべきである。

ところで、本件において否認の対象となる行為(経済合理性の有無を 判断する対象となる 行為)が原告による本件借入れのみであると解した場合でも、その経済的合理性の有無を 判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を 総合的に考慮すべきであるから、本件借入れがその一部に組み込まれている本件一連の行 為に係る事情や、グループ法人として原告と密接な関係にあったUMKKに係る事情も考 慮すべきことは当然である。

つまるところ、被告の主張は、本件借入れに係る経済的合理性の有無の判断について、ヴィヴェンディ・グループ全体からみて経済的合理性があるか否かではなく、原告ないしUM KKからみて経済的合理性があるか否かという観点から判断されるべきであるという趣旨をいうに帰するものといわざるを得ない。

- 「2] 本件借入れに係る経済的合理性の有無について
- 1. 前記前提事実及び認定事実に基づき、順次検討する
  - ① 原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した 本件8つの目的(及びこれらの目的を同時に達成しようとしたこと)が合理性を有するも のか、
  - ② 本件8つの目的を達成する手段として、本件組織再編等スキームに基づく本件組織再編 取引等を行ったことが相当であるか、
  - ③ 上記の目的及び手段が、ヴィヴェンディ・グループ全体にとってだけでなく、原告にとっても経済的合理性を有するものといえるか
- 2. 本件8つの目的に係る合理性の有無について
- (1) 日本の関連会社に係る資本関係の整理に関し 本件各日本法人について見ると、英国法人と直接の資本関係を有していなかったことが認 められる。
  - ① UMKKはオランダ法人であるUMTCの完全子会社であり、MGBKKはオランダ法人であるMGBBV の完全子会社であり、V2Jは英国法人であるV2の完全子会社 (CMHの間接的な完全子会社) であったため、本件各日本法人がそれぞれ異なる親会社と資本関係を有する状態となっていたこと。
  - ② 日本という1つの国にUMPKKとMGBKKという2つの音楽出版会社が存在する状態となっていたこと。
  - ③ ヴィヴェンディ・グループのUMG部門では、北米及び南米を除く地域における音楽事業については英国法人であるUMGIが業務管理を統括しており、本件各日本法人に対する事業遂行上の指揮監督もUMGIが行っていたところ、日本法人であるUMKK及びMGBKKはいずれもオランダ法人の子会社であったため。
- (2) グループ内における負債の経済的負担の配分の問題に関し

ユニバーサル・ミュージック・グループにおける企業買収等のための資金の借入れにより多額の負債を抱えていたオランダ法人のUIMBV及びポリグラムは、平成19年(2007年)において、UMGT又はUMIFに対する負債が約31億ユーロに上り、支払利息が営業利益を上回っている状況であったのに対し、日本法人であるUMKKは、平成18年12月期から平成20年12月期までの営業利益が約74~111億円と多額である一方、支払利息は約110~460万円と極めて少ない状況であった。

このような財務上の観点からすると、支払利息が営業利益を超え、負債の経済的負担が過度に重くなっているオランダ法人(UIMBV及びポリグラム)のUMGT又はUMIFに対する負債を減少させ、これに代えて、多額の営業利益を計上し支払利息が極めて少ない日本法人に負債を負わせること(本件8つの目的のうち、目的①及び目的⑤)は、ヴィヴェンディ・グループの財務戦略として不合理なものではないということができる。

(3) 為替リスクのヘッジに係るコストに関し

日本法人であるUMKKに生じていた余剰資金約363億円は、UMGTを通じてヴィヴェンディに貸し付けられ、外部の金融機関に円建てで預金されていたところ、ヴィヴェンディ・グループのヘッジポリシーに従い行われていた本件ユーロ・円通貨スワップ取引では、円の低い金利(年0.97%)とユーロの高い金利(年4.33%)の金利差によって生じる手数料として年

間約800万ユーロを当該金融機関に対して支払うべきこととなっていた。

また、英国法人であるUMOに生じていた約2億ポンドの余剰資金についても、ヴィヴェンディのポンド建ての預金について本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引が行われていたところ、将来、ユーロの金利が上昇するなどして両通貨の金利差が生じた場合には、上記のような手数料負担が生じる可能性があった。

以上のようなヴィヴェンディ・グループにおける外貨建ての余剰資金の取扱いの実情に照らせば、UMKK及びUMOの余剰資金を解消し、本件ユーロ・円通貨スワップ取引及び本件ポンド・ユーロ通貨スワップ取引を終了させること(本件8つの目的のうち、目的④及び目的⑥〔後半〕)は、上記各取引による手数料負担を免れ、資産管理のコストを軽減するものとして、経済的合理性を有するということができる。

#### (4) 資本関係の整理に関する統括会社の問題

ヴィヴェンディ・グループにおいては、世界各国のグループ法人に係る組織再編を行うに 当たり、1つの国に1つの統括会社を設置し、その傘下に事業会社等を所属させるという基本的方針を採っていた。

一般に、世界の各地域経済圏の拠点として統括会社を設置することは、当該地域経済圏における商流の一本化や間接部門の合理化を通じて、グループ法人の収益の向上に寄与するものとされており、ヴィヴェンディ・グループにおける上記の方針も合理的なものであったといえる。

## (5) 本件8つの目的を同時に達成しようとすることの合理性

以上のとおり、本件8つの目的は、それぞれ個別的にみて経済的合理性を有するものといえるところ、ヴィヴェンディ・グループがこれらを同時に達成しようとしたこと、特に、日本の関連会社に係る資本関係の整理の目的日本法人への負債の導入を含む財務上の目的についても同時に達成するものとして本件8つの目的を設定したことが経済的合理性を有するものといえるかという点が、次に問題となる。

この点、本件組織再編取引等の前のヴィヴェンディ・グループの状況からすると、オランダ法人(UIMBV及びポリグラム)のUMGT又はUMIFに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという目的(グループ内における負債の経済的負担の配分に関する、目的①及び目的⑤)を達成するためには、日本法人が多額の資金需要によりその資金を借り入れ、かつ、かかる借入れにより得た資金が日本法人からオランダ法人に渡ってUMGT又はUMIFに対する借入金の返済に用いることができる状態となることが必要であったといえるところ、かかる資金需要は日本に設置される統括会社(原告)による本件各日本法人の買収(特に企業価値の高いUMKK及びMGBKKの買収)を行うことにより発生させることができ、また、これらの買収における売主(UMTC及びMGBBV)はいずれもオランダ法人であって、同国法人同士の取引(貸付け等)によってUIMBV及びポリグラムに対し借入金の返済資金を交付することができたから、上記の目的を達成しようとするヴィヴェンディ・グループにとっては、日本の関連会社に係る資本関係の整理の目的と併せて、同時に両目的を達成することに合理性があったということができる。

- 3. 本件8つの目的を達成する手段の相当性について
- (1) 本件組織再編取引等は、本件8つの目的を達成する手段として相当 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、本件8つの目的を全て達成することができるものであり、本件8つの目的を達成する手段として相当であったと認められる。
  - ① 目的①に関し、オランダ法人であるUIMBV及びポリグラムがUMGT又はUMIFに対する借入金債務を返済しても、その返済資金(本件買収又は本件MGBKK買収の代金)を貸し付けたUMTC又はMGBBVに対する債務は残存することになるが、オランダ法人の子会社間の債務と、ヴィヴェンディ・グループのCMSの統括会社であるUMGT又はUMIFに対する債務とでは、UIMBV及びポリグラムの財務状況がヴィヴェンディ(又はヴィヴェンディ・グループ全体)の対外的な信用に及ぼす影響に差異があることは否定できないから、これらのオランダ法人がUMGT又はUMIFに対する借入金債務の約3割を返済したことにより、ヴィヴェンディ(又はヴィヴェンディ・グループ)の信用力は相応に向上したものということができる。
  - ② また、目的④及び目的⑥(後半)に関し、原告のUMIFに対するため、本件組織再編取引等の後も、為替リスクのヘッジの必要性自体は残存しているものの、300億円を超える余剰資金に係る通貨スワップ取引が解消されたことで、ヴィヴェンディは、円とユーロの金利差によって生じる年間約800万ユーロもの手数料を支払う必要がなくなった上、上記の円資金の代わりに、本件財務関連取引によって得られたユーロ資金を保有することができることとなったものであり(乙61)、ヴィヴェンディ・グループにおける資金調達のコストが軽減され、財務状況が改善されたということができる。

## (2) 被告の主張について

被告は、本件合併に先立って本件買収をするのは迂遠であるなどと主張する。

- ① 日本の関連会社に係る資本関係を整理するためには、UMKKを統括会社としてMGBKK及びV 2.Jの買収をさせるなどすれば足りるから、あえて原告を設立する必要はなかった
- ② 原告を設立するとしても、本件買収を経ずに本件合併をすれば足りる

しかし、オランダ法人の子会社であった日本法人を英国法人の資本下に置く(目的⑥〔前半〕)ために、CMHLによる原告の設立に代えて、UMKKをCMH又はその子会社に買収させようとすると、英国法人において多額の株式購入資金を準備しなければならないという不都合が生じる上、オランダ法人のUMGT又はUMIFに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという目的(目的①及び目的⑤)も達成することができなくなる。

また、仮に原告を設立した上で本件買収を経ずに原告がUMKKを吸収合併する場合には、UMKKの完全親会社であったUMTCに対し原告の持分を割り当てるか金銭等を交付することを要する(会社法751条1項2号~4号参照)こととなるところ、これらに代えてあらかじめ原告がUMKKの全株式を買収した(本件買収)上で同社を吸収合併することが、経済的にみて不合理であるとは認められない。

したがって、被告の上記主張は、本件組織再編取引等が本件8つの目的を達成する手段として不相当であることを基礎付けるものではない。

- 4. 原告からみた経済的合理性の有無について
- (1) 本件8つの目的が原告の経済的合理性を有する

原告が本件8つの目的の達成により得た経済的利益本件8つの目的のうち日本の関連会社 に係る資本関係の整理は、資本関係の簡素化のほか、経営の効率化や管理コストの低減が期 待できるものであって、日本における統括会社である原告にとって経済的合理性を有する ことは明らかである。

# (2) 原告に生じた経済的不利益の検討

他方、本件組織再編取引等の結果、原告は本件借入れに係る約866億円の債務を負担することとなったことから、同債務の負担が原告に不当な経済的不利益を負わせるものであるかについて検討する。

- ① 本件借入れに係る借入金額(約866億円9は、本件買収及び本件MGBKK買収に係る株式購入 資金のうち本件増資では足りない分を賄うためのものであるところ、その購入価格の大部 分を占めるUMKK株の価格(約1、144億円)は、ダフ・アンド・フェルプス社による株式価値算 定分析に基づき決定されたものであり、その価格が不当に高額であるとは認められない。
- ② 本件借入れに係る返済条件について見ると、
- i 利息の利率は、借入れ後6年間は年6.8%、それ以降は年5.9%であり、
- ii 借入金の一部返済も、借入れ後1年までは300億円まで可能であり、借入れ後6年以降はいっても借入金の全部又は一部の返済ができる旨がとって不当に不利益となるものとは認められない。

#### (3) あてはめ

以上によれば、本件8つの目的を本件組織再編取引等により達成したことは、ヴィヴェンディ・グループ全体にとってだけでなく原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れは原告に不当な不利益をもたらすものとはいえないから、これらが原告にとって経済的合理性を欠くものであったと認めることはできない(なお、上記の判断は、被告主張のように原告とUMKKを経済的、実質的に一体のものとみて、本件組織再編取引等の前のUMKKの状況から同取引等の後の原告の状況への変化を捉えたとしても、左右されるものではない。)。

## (4) 被告の主張について

被告は、経済的な利益は一般的・象徴的なものと主張する。

- ① ヴィヴェンディ・グループの財務態勢が強化されることによって得られる原告の経済的 利益は、一般的・抽象的なものにすぎないこと
- ② 日本の関連会社に係る資本関係の整理によって得られる利益も、本件借入れに基づく約8 66億円の負債に見合うものではなく、本件一連の行為を通じて、原告は事実上、UMKKと事業主体に実質的な変更がないにもかかわらず、利益の減少だけが見込まれることになった

しかしながら、一般に、企業グループに導入されるCMSには、所用資金量の低減、資金効率の向上、財務・経理業務の合理化、リスク管理の高度化等のメリットがあるとされている。これらが企業グループ全体にとって利益となるのみならず、CMSに参加する各グループ法人にとっても利益となることは明らかである。

したがって、企業グループ全体の財務態勢の強化は、各グループ法人がCMSを通じて得る利

益を増強することにつながるから、本件においても、ヴィヴェンディ・グループの財務態勢が強化されることによって得られる原告の経済的利益を一般的・抽象的なものにすぎないということはできない。

原告は、本件借入れに係る支払利息を経費として計上することにより税引前純利益が従前 (UMKK) と比べて減少することになるが、これは、オランダ法人のUMGT又はUMIFに対する負債を減少させ、これに代えて日本法人に負債を負わせるという、グループ内における負債の経済的負担の配分に関する目的が達成されたことによるものであって、このことがヴィヴェンディ・グループ全体の財務態勢の強化につながり、同グループ法人である原告にも利益をもたらすものであることは、説示したとおりである。 したがって、被告の上記主張は採用することができない。

#### 5. 小括

以上のとおり、つぎの判断ができることから、経済的合理性を欠くものと認めることはできない。

- ① 原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した本件8つの目的は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化(グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減)等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められる。
- ② 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められる。
- ③ 本件組織再編取引等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらす ものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであ ったとはいえない。

# [3] 結論

よって、本件においては、法人税法132条1項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するということはできないから、本件各更正処分等はいずれも違法である。

## [2] 検討

#### 1. 法人税法第132条の規定

法法第132条(同族会社等の行為又は計算の否認)

税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

#### 2. 同族会社の行為又は計算の否認の趣旨と適用

## (1) 規定の趣旨

同族会社が少数の株主によって支配されているため、その株主の租税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われやすいことから、租税負担の公平を維持するために、不当な行為や計算が行われた場合、その行為を正常な行為又は計算に引き直して更正または決定を行う権限を税務署長に認めるものである。

同族会社は、会社の意思決定が一部の大株主の意思によることが多く、租税回避行為を容易に行うことができることから、課税の公平を期するために本規定を設けている。

## (2) 行為又は計算の否認の内容

行為又は計算の否認とは、課税庁が現実に行われた行為計算を想定される通常の行為計算 に引き直して課税することとされている。

つまり、行為計算の否認は、納税者が実際に行った事実そのものを想定される事実に置き 換えることである。この置き換えにより、納税者が実際に行った事実のもとでは課税の対 象とはならなかったものであっても、課税の対象に取り込むことを意味する。

しかし、行為計算の否認は、あくまでも私法上は有効な法律行為であり、私法上の行為は有効なものとして、その経済効果が租税回避行為である場合にその経済効果に基づいて否認することをいい、その私法上の行為を否認するものではない。

#### (3)「不当に減少させる」

租税負担を「不当に減少させる結果」となる行為計算の判断基準は、次に集約される。

#### 同族会社説

「非同族会社ではなしえないような行為計算、すなわち同族会社なるがゆえに容易になし うる行為又は計算」とする考え方。

## ② 純経済人比較説

「純経済人の行為として不合理又は不自然な行為又は計算」とする考え方。

## (4) 同族会社の行為又は計算の否認の留意点

以上からすれば、税務署長が、同族会社の行為又は計算が純経済人の行為として不合理又 は不自然な行為又は計算に該当すると判断すれば、「純経済人の行為」という不確定概念 に基づいた本項の適用が可能となる。

#### 3. 同族会社の行為又は計算の否認の問題点

## (1) 包括・重畳規定の問題点

同族会社の行為又は計算の否認規定は、対象者を同族会社に限定している。

法人税法は、企業会計における計算体系を借用し、そこに、「別段の定め」としての個別 規定を定めて、課税所得金額を計算することを原則としている(法法21、22)。

それなのに、法法132条2項は、非同族会社を別に、同族会社だけを抽出して、「同族会社 の租税回避行為否認の包括規定」として制定している。

申告納税制度における、納税金額の予測可能性の確保を前提とするならば、租税回避防止規定は、それぞれの個別規定によるべきであり、行為又は計算の否認規定のような規定は、個別規定を更に制限する重畳規定であり、許されないというべきである。

#### (2) 純経済人の具体例

裁判では、「経済行為が純経済人として不合理·不自然」という用語を用いて、行為計算の 不当性を際立たせることがある。しかし、この純経済人とは、どの様な行為をする法人の ことをいい、具体的な行為とは、どの様なものであろうか。

それが明確にならない限り、極めて純粋な経済行為を想定した課税庁の裁量が拡大して適用され、かつ、許容されてしまうことになる。

## (3) 同族会社と非同族会社との区分

おそらく、同族会社は「純粋経済人」たりえないとの発想で、本規定が設定されているのであるから、すべての非同族会社は「純粋経済人」とする証明がない限り説明できない。しかし、非同族会社は、同族会社に類似した会社から所有と経営が分離した会社まで、多様な形態の会社がある。これを、株式保有割合による区分だけで画一的に律することには問題がある。

# (4) 課税庁の裁量と立証

本規定の適用では、税務署長が、同族会社の行為及び計算について「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」と判断するために適用されることからすれば、同族会社が行った行為又は計算が「純経済人の行為として不合理又は不自然な行為計算」とされるものについては、ことごとく、本規定が適用されることになる。

また、その立証では、想定される「純経済人」の行為又は計算に反する一部を証するだけで、適用が容認されることになる。

#### 4. 本東京地裁判決の特色(まとめに代えて)

## (1) 法の解釈適用について

#### ① 法の目的について

「同族会社と非同族会社との間の税負担の公平を維持するため、同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものと解される。」と判示する。

## ② 法の趣旨として

「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否かは、専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される。」と判示する。

これらは、いずれも、法法132条1項の解釈としては、定説とされている解釈である。

## ③ 法人の利益追求と経済合理性

#### A. 課税要件の明確性や予測可能性を害してはならない

利益を産み出し、これを出資者である株主や社員に対して還元することを究極の目的とする会社にあっては、事業の目的に沿った種々の経済活動を遂行するに当たり、業務の管理・遂行上、財務上又は税務上などの様々な観点から、利益を最大化し得る方法を法令の許容する範囲内で自由に選択することができるところ、仮に、税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することができるとすれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮させるおそれが生じるといわざるを得ない。

## B. 相応の経済合理性の容認

当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。

## C. 同族会社の行為は直ちに不合理といえない

同族会社にあっては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、 ごく自然な事柄であって、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが 同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直 ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることとはならない。

## D. 同族会社の行為又は計算の判断基準

以上を踏まえると、同族会社の行為又は計算が経済的合理性を欠くか否かを判断するに当たっては、当該行為又は計算に係る諸事情や当該同族会社に係る諸事情等を総合的に考慮した上で、法人税の負担が減少するという利益を除けば当該行為又は計算によって得られる経済的利益がおよそないといえるか、あるいは、当該行為又は計算を行う必要性を全く欠いているといえるかなどの観点から検討すべきものである。

#### (2) 経済的合理性の有無を判断する対象

#### ① 対象となる法人は原告

法法132条1項は、「その法人」の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、「その法人に係る」法人税の課税標準等を計算することができる旨規定している。このような同項の文言によれば、「その法人」とは、法人税につき更正又は決定を受ける法人(更正対象法人)をいうものであると解される。

本件においては、本件各更正処分を受けた法人である原告がこれに該当する。

#### ② 対象となる行為又は計算

法法132条1項の文言によれば、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、 法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算(直接起因行為)であると 解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件各事業年度における原告の法人税額を減少させる結果を直接生じさせた行為(直接起因行為)は、本件借入れであり、原告は、本件借入れに基づきUMIFに対して支払った本件利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入したために、課税対象所得が減少し、その結果法人税の額が減少したものである。

## (3) 本件借入れに係る経済合理性について

- ① ヴィヴェンディ・グループの8つの目的の合理性
- ② 8つの目的を達成するための本件組織再編取引等の合理性
- ③ 8つの目的手段が、原告にとって経済的合理性を有するか。 いずれについても、経済合理性のを認めている。

## (4) 本判決の特徴

本判決の特徴は、「税務署長が法人税法132条1項の適用に当たり、会社の経営判断の当否や、 当該行為又は計算に係る経済的合理性の高低をもって「不当」か否かを判断することがで きるとすれば、課税要件の明確性や予測可能性を害し、会社による適法な経済活動を萎縮さ せるおそれが生じるといわざるを得ない。」とする、法人税法132条1項の適用が、同族会 社の自由な経済活動を阻害することを懸念し、つぎの判示をしていることである。

## ① 相応の経済合理性の容認

「当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、他にこれと同等か、より経済的合理性が高いといえる方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。」として、相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限りは、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。」としたことである。

#### ② 同族会社の行為は直ちに不合理といえない

さらに判決は、「同族会社にあっては、自らが同族会社であることの特性を活かして経済活動を行うことは、ごく自然な事柄であって、それ自体が不合理であるとはいえないから、同族会社が、自らが同族会社でなければなし得ないような行為や計算を行ったとしても、そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されること。」として、同族会社の自由な行為又は計算を広く容認していることである。

## ③ 対象となる法人および行為又は計算

#### ア. 対象となる法人

法人税法132条1項の法文規定により明確にされているとして、対象となる法人は「更正対象法人」であることを明確にしたことである。

いままでの同法の適用では、「更正対象法人」のみならず、「更正対象法人」を含むグループ法人全体から見て「不当」と評価されるかどうかを判断していたことからすれば、明らかに朗報である。

## イ. 対象となる行為又は計算

前記と同様の理由により、「このような同項の文言によれば、経済的合理性の有無を判断する対象となる行為又は計算は、法人税の負担を減少させる結果を直接生じさせる行為又は計算(直接起因行為)であると解するのが相当である。」として、グループ等の全体の経済効果ではなく、「更正対象法人」の直接起因行為としている。

# ④ 経済合理性の判断

以上の枠組みを前提に、本件8つの目的達成の合理性を判断した結果、いずれも、同族会社の行為又は計算の合理性を有するとして、判断した。

しかし、本項の適用は、税務署長が、対象とする同族会社の行為又は計算について、「同族会社の法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限」が付与されている以上、税務署長は、純経済人と比準して、同族会社の行為又は計算の「不当性」を導き出すであろう。

その場合に留意すべきことは、その「程度の問題」であり、わずかでも「不当」なのか、極めて濃厚な場合が「不当」なのかは、法文からは明確でない。

本判決において、「当該行為又は計算が当該会社にとって相応の経済的合理性を有する方法であると認められる限り」としたことは、この「程度の問題」問題に一応の指針を与えたものであり、今後の影響は大きいものがある。

## (5) 本判決の及ぼす影響

よって、前述の内容を要約し、納税者及び税理士に及ぼす影響は、次のとおり。

① 法人税法132条1項の解釈及び適用における、税負担の公平維持するため、これを正常な 行為又は計算に引き直して当該同族会社に係る法人税の更正又は決定を行う権限を税務署 長に付与すること、及び、これを容認した場合の法人税の負担を「不当な減少」の判断は、 専ら経済的、実質的見地において、経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に 従って判断すべきものとする、従来の判断に沿っている。

#### ② 同族会社の経済的な自由の容認

注目すべきは、①を判断するための、法適用の立ち位置の解釈である。

判決では、「相応の経済合理性を容認する限りは、外にこれと同等か、より経済合理性が 方法が想定される場合であっても、同項の適用上「不当」と評価されるべきものではない。」 として、同族会社の経済的な自由を容認している影響は大きい。 さらに、「自らが同族会社でなければなし得ないような行為又は計算を行ったとしても、 そのことをもって直ちに、同族会社と非同族会社との間の税負担の公平が害されることと はならない。」として、同項の適用について一定の制限を付していることである。

# ③ 対象法人と行為又は計算の範囲

また、同項の適用の範囲を、「更正対象法人」とその直接起因行為に限定したことにより、 グループ法人の一部として、その役割に伴った行為又は計算を「不当」の理由とすること ができないこととなったことである。

これらの判断は、今後の判決の推移により変更されることがあるかも知れないが、少なくとも、本判決により明確にされたことは喜ばしいことである。

#### 参照裁決例、東京高裁判決 (いずれも抄)

#### 1. 国税不服審判所の裁決例

平成27年2月2日

#### ○ 審判所の判断

## (1) 法令解釈

イ 法人税法第132条第1項の趣旨は、同族会社が少数の資本主によって支配されており、当該会社の意思決定が一部の資本主の意図により左右されるため、租税回避行為を容易に成し得るところから、いわゆる租税負担公平の原則の見地からこれを是正し、通常あるべき姿を想定し、その想定された別の法律関係に税法を適用しようとするものであると解される。

このような趣旨に照らせば、同項の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」か否かは、専ら経済的、実質的見地において同族会社の行為又は計算が純経済人の行為又は計算として不合理、不自然なものと認められるか否かを基準として判定すべきものと解される。

ロ 同族会社の行為計算否認規定は、同族会社の行為又は計算で、これを容認した場合に法 人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長はそ の行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより法人税の課税標準等を計算するこ とができるとするもので、私法上の取引の効力にかかわらず、「法人税の負担を不当に減 少させる結果となると認められるものがあるとき」が要件である。

そうすると、同族会社の行為計算否認規定は、当該要件が満たされた場合に、税務署長に対して一定の権限を認めたものであって、内国法人が支払う負債の利子等の額について過少資本税制の適用がない場合であっても、同族会社の行為計算否認規定の要件を満たす場合には、当該規定を適用することができるものと解するのが相当である。

#### (2) あてはめ

# 請求人の主張について

請求人は、会社は株主又は社員の所有物であり、株主又は社員の利益の実現のために行動しなければならず、親会社を有する法人の場合は、当該親会社の利益の実現が、行為又は計算の経済的合理性を基礎付けることは明らかである旨主張する。

しかしながら、同族会社の行為計算否認規定は、同族会社が少数の資本主によって支配され、当該会社の意思決定が一部の資本主の意思により左右されるため、租税回避行為が容易に成し得るところから、いわゆる租税負担公平の原則の見地からこれを是正するもので、当該規定が適用される法人について経済的合理性の有無を判断するものであり、当該法人の親会社からみた経済的合理性の有無から判断されるものではないことから、請求人の主張を採用することはできない。

#### 2. 東京高等裁判所の判断

東京高裁・令和2年6月24日判決

争点(1)(法人税法132条1項の行為・計算要件及び不当性要件該当性)について

(1) 行為・計算要件について

(被控訴人の主張)

控訴人は、本件一連の行為は、被控訴人を中心とするヴィヴェンディ・グループ法人の行為 として、それぞれ先行する行為を前提として積み重ねられた行為であり、本件一連の行為 が一体として税負担減少結果を生じさせたものとして「その法人の行為又は計算」に当た り(主位的主張)、少なくとも本件一連の行為のうち本件設立を除く各行為が「その法人 の行為又は計算」に当たる(予備的主張1)と主張する。

#### (東京高裁の判断)

しかし、法人税法132条1項に基づく同族会社等の行為又は計算の否認は、同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときに、当該法人税の関係においてのみ、否認された上記行為又は計算に代えて課税庁の適正と認めるところに従い課税を行うというものであるところ、前提事実によれば、つぎの内容により、本件各更正処分をしたものということができる。

- ① 被控訴人は、本件各事業年度において、UMIFに対して本件借入れに基づき支払った本件 利息の額を本件各事業年度における損金の額に算入し、所得金額が減少した結果、法人税 の負担が減少したこと
- ② これに対し、麻布税務署長は、法人税法132条1項に基づき、本件利息をUMIFに対する寄附金に該当するものとし又は本件借入れ及び本件利息をなかったものとして、本件各事業年度に係る所得金額を計算し、本件各更正処分をしたことに照らすと、麻布税務署長は、法人税法132条1項に基づき本件借入れを否認し、否認された本件借入れに代えてその適正と認めるところとして、被控訴人が本件各事業年度における損金の額に算入した本件利息の額を本件各事業年度の所得金額に加算すること

そうすると、本件各事業年度における被控訴人の法人税につき、これを容認した場合には 法人税の負担を減少させる結果となる「その法人の行為又は計算」は、本件借入れである と認められる。

これに対し、控訴人主張に係る本件一連の行為又はこのうち本件設立を除く各行為は、本件借入れを除けば、これを容認したとしても、本件各事業年度における被控訴人の法人税の負担を減少させる結果となるとは認められない。

そうすると、本件借入れ以外の控訴人主張に係る上記各行為は、本件各更正処分の適法性 を検討するに当たり、法人税法132条1項に基づく同族会社等の行為計算の否認の対象とな る「その法人の行為又は計算」に当たるとはいえない。

したがって、控訴人の上記主張(主位的主張及び予備的主張1)は、その余の点を検討するまでもなく、いずれも採用することができない。

以上によれば、本件借入れにつき、法人税法132条1項の不当性要件該当性を検討することになる(控訴人の予備的主張2)。

- (2) 不当性要件の判断枠組みについて
- (1) 不自然、不合理な租税負担の不当回避行為について

法人税法132条1項は、少数の株主又は社員が支配する同族会社等においては法人税の負担を不当に減少させるような行為又は計算が行われやすいことに鑑み、税負担の公平を維持するため、同族会社等に係る法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものである。

このような同条の趣旨及び目的からすれば、同族会社等の行為又は計算が同項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」か否かは、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不自然、不合理なものと認められるか否か、すなわち経済的合理性を欠くか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される(したがって、上記のような経済的合理性を欠く同族会社等の行為又は計算が、同族会社であるためにされた不自然、不合理な租税負担の不当回避行為として、不当性要件に該当することになる。)。

そして、同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが不当性要件に該当するか否かについては、当該借入れの目的、金額、期間等の融資条件、無担保としたことの理由等を踏まえた個別、具体的な事案に即した検討を要するものというべきである。

特に、上記のような借入れが当該同族会社の属する企業集団の再編等の一環として行われた場合においては、組織再編成を含む企業再編等は、その形態や方法が複雑かつ多様であるため、これを利用する巧妙な租税回避行為が行われやすく、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること等に照らすと、

- ① 当該借入れを伴う企業再編等が、通常は想定されない企業再編等の手順や方法に基づき、 実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、
- ② 税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情も考慮した上で、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断すべきである。

このことは、国際的な企業集団の再編等の一環としてされた当該借入れも同様である。

(2) 被控訴人は、法法132①について、経済的利益を欠くかどうか、当該行為計算を全く欠く かどうかから判断すべき旨を主張する。

しかしながら、組織再編成を含む企業再編等は、基本的には、租税回避の手段として濫用されるおそれがあること、企業再編等の一環として行われる行為につき、何らかの事業目的等を作出し又は付加することも比較的容易であること等からすると、企業再編等の一環として行われた同族会社の行為又は計算の不当性要件該当性を上記のような観点から判断することになれば、当該行為又は計算を行う必要性のほとんどが租税回避目的であって、税負担の減少以外の経済的利益がごく僅かである場合でも、経済的合理性があるとされかねない。

このようなことは、不当性要件の的確な判別を困難にするものとして、法人税法132条の 趣旨及び目的に反し、相当でもない。

このようなこと等に鑑みると、企業再編等の一環として同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが経済的合理性を欠くか否かについては、

被控訴人の主張する観点から判断するのではなく、総合的に判断するのが相当である。 以上に反する被控訴人の主張は採用できない。

# (3) 当該借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断

他方、控訴人は、税負担の減少以外にそのような借入れを伴う企業再編等を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうかにつき、正当で合理的な事業目的等が具体的かつ客観的に示されなければならない旨を主張する。

しかし、そもそも何をもって事業目的等が具体的かつ客観的に示されたというのかが一義的なものとはいい難い上、当該借入れが経済的合理性を欠くか否かは、企業再編等の一環として同族会社が当該同族会社の株主等又はその関連会社からした金銭の無担保借入れが経済的合理性を欠くか否かを判断する際の考慮事情の一つにすぎず、それ自体が評価的要素を含んでいると解される。

これを行うことの「合理的な理由」となる事業目的等が存在するとはいえないと評価する ことも可能であること等に照らすと、あえて、控訴人の主張するように限定する必要はな いし、そのような限定をすることが相当ともいえない。

控訴人の上記主張は採用できない。

(4) 経済的合理性を欠く場合に独立当事者間の異常な取引を含む旨を主張 控訴人は、本件における不当性要件の判断枠組みとして、経済的合理性を欠く場合には、 独立当事者間の通常の取引と異なっている場合等も含まれ得る旨主張する。

しかし、単なる金銭の借入れであれば、独立当事者間の通常の取引を想定することもできるが、当該借入れが企業再編等の一環として行われた場合には、企業再編等自体が、その形態や方法が複雑かつ多様であり、基本的には、いかなる必要性に基づいてどのような形態、方法で行うかにつき当該企業集団の自律的判断に委ねられるものであることからすると、独立当事者間の通常の取引に相当する企業再編等の形態、方法を想定することは極めて困難である。

そうすると、本件における不当性要件の判断枠組みとして、控訴人の上記主張のように解するのは相当でなく、控訴人の上記主張は採用できない。

## (3) あてはめ

(1) 本件再編スキームに基づく本件組織再編取引等に関する事情 各事情において、経済合理性が容認されている。

## (2) 本件借入れに関する事情

本件借入れが専ら経済的、実質的見地において純粋経済人として不自然、不合理なもの、 すなわち経済的合理性を欠くものであるというべき事情は見当たらない。

## (4) 結論

以上によれば、被控訴人による本件借入れが法人税法132条1項の不当性要件に該当するとは認められない。

したがって、被控訴人による本件借入れが法人税法132条1項の不当性要件に該当する ことを前提としてされた本件各更正処分等は、いずれも違法である。